

# 歩行者ネットワーク協定について

- 地域住民や地元企業等が主体となったまちづくりのための新たな協定制度
- 費用の適正な分担を図りつつ質の高い歩行者空間の整備・管理を行うことにより、快適な公共空間を実現

## 概要

- ・ 歩行者の移動上の利便性・安全性の向上のための経路（歩行者デッキ、地下通路、歩行者専用通路 等）の整備・管理について、土地所有者等が全員合意により締結する協定。
- ・ 市町村長が認可。

## 区域

- ① 都市再生緊急整備地域（65地域 6,612ha）
- ② 都市再生整備計画区域（= まちづくり交付金の区域：1,428地区）のうち、一定の要件をみたすものとして、同計画に記載された区域。

## 内容

- ・ 管理費用の適正な分担
- ・ ベンチ、植栽、エスカレーター等の設置管理
- ・ 広告物の設置・管理 ・ 清掃・防犯活動
- ・ 歩行者経路（デッキ、地下通路等）の整備・存続 等

## 承継効

### 協定内容を担保

売買等で土地所有者等がかわっても、従後の土地所有者等に対して協定の内容が及び効力（民法の特例）

### <必要性①>

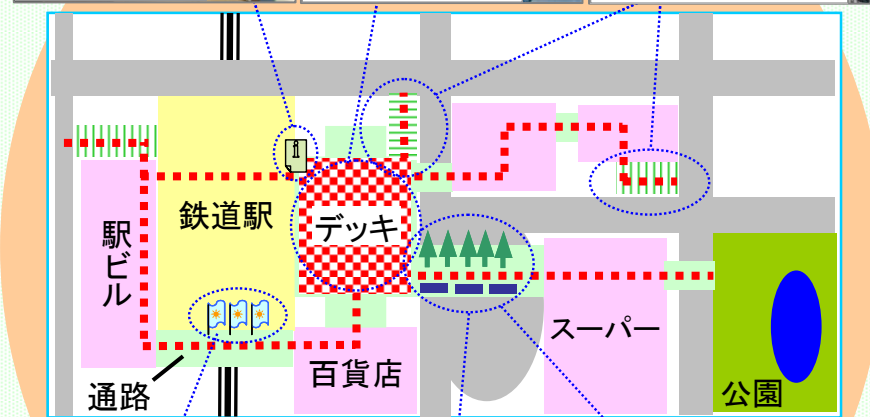
経営状況の悪化等により所有者が変わってしまった場合にも、新たな所有者にデッキ等の経路を確保する義務が承継される。



途切れた歩行者デッキ

## 協定のイメージ

■■■■ は歩行者経路



## 協定に基づく活動費用の適正な分担

### <必要性②>

Jリートなどのファンドは投資家への説明責任があるが、法律に基づく協定に伴う費用負担であれば投資家の理解が得られる。